

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第5条の規定により公告する。

令和7年4月25日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度エコチル調査データ入力労働者派遣業務（福島本部事務所）
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間及び予定数量 令和7年6月2日から令和7年12月26日まで 1名
- (4) 履行場所 公立大学法人福島県立医科大学エコチル調査福島ユニットセンター
福島本部事務所（福島県福島市光が丘1番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 福島県福島市又は郡山市に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定、その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。
- (9) 過去2年間に国、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」

の対象公社等及び公立大学法人を含む）、福島県内市町村において、入札公告業務と同程度以上の労働者派遣の実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月12日（月）までの午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は書留郵便の方法により、令和7年5月12日（月）午後5時必着とする。

(2) 提出場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学エコチル調査福島ユニットセンター

電話 024-547-1447

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月22日（木）午前10時15分

(2) 場所

福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 4号館4階会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、契約細則第9条各号（別記2）に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約細則第39条第1項ただし書（別記3）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には、派遣労働者一人1時間当たりの単価の額（賃金、手当、法定福利費等を含む）を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は入札説明書のとおり

(5) 本公告に関する問合せ先

公立大学法人福島県立医科大学エコチル調査福島ユニットセンター

電話 024-547-1447

FAX 024-547-1448

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2） 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 3

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあっては、100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の 10 分の 8
- (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の 10 分の 8
- (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の 10 分の 8